

国保だより

平成26年3月16日発行

平成26年 第1号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX 229-5001

70～74歳の人自己負担割合が変わります

昭和19年4月2日以降に生まれた人の自己負担割合(病院などの窓口で支払う一部負担金の割合)は、70歳になる月の翌月以後(ただし、1日生まれの人はその月以後)の診療分から2割になります(現役並み所得者*を除く)。

また、すでに高齢受給者証を持っている人の自己負担割合は、引き続き1割のまま据え置かれることになりました。4月1日から新しい高齢受給者証に更新されますので、該当する人には、3月末までに世帯主宛てに新しい高齢受給者証を送付します。

ただし、現役並み所得者の自己負担割合は、3割のまま変更がありませんので、現在使用し

ている高齢受給者証を使用してください。

平成26年4月以降の自己負担割合(70～74歳の人)

生年月日	所得区分	
	現役並み所得者	現役並み所得者以外
昭和14年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	3割	1割
昭和19年4月2日以降生まれ	3割	2割

*現役並み所得者とは、70歳から74歳の国民健康保険加入者のうち、平成25年度(平成24年中)の住民税課税所得(各控除後)が145万円以上の人と、その世帯に属する70歳から74歳の国民健康保険加入者のことです。

医療費通知を送付

国民健康保険(以下、国保という)に加入中の入会者へ、医療費通知を送付しました。医療費通知には、前年中に医療機関等での診療にかかった医療費の総額(10割の金額で表示)、医療機関名、受診年月、日数などが一覧で記載されています。健康や医療に対する理解を深めることを第一の目的にしていますので、年に1度、診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。

国民健康保険料減免制度

世帯主が次の特別な事由に該当するため、収入が一時的に著しく減少し、保険料を納付することが困難になった世帯に対し、保険料が減免される場合があります。詳しくは保険医療助成課へお問い合わせください。

特別な事由

- 火災などの災害で、その資産に重大な損害を受けたとき
- 廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より3割以上減少したとき(世帯主と



被保険者全員の前年中の合計所得金額が400万円未満である場合に限る)

- 被用者保険(国民健康保険組合を除く職場の健康保険など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象になったことにより、その被扶養者が被用者保険の資格を喪失し、国保の被保険者になったとき
- 生活保護法の適用を受けることになったとき

一部負担金減免制度

世帯主が次の特別な事由に該当するため、収入が一時的に著しく減少し、医療費の支払いが困難になった世帯に対し、病院での入院時の窓口負担が最長で3カ月間減免される場合があります。世帯主と被保険者の所得などの条件がありますので、詳しくは保険医療助成課へお問い合わせください。

特別な事由

- 火災などの災害で死亡したときや障がい者になったとき、またはその資産に重大な損害を受けたとき
- 廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より3割以上減少したとき
- 干ばつなどによる農作物の不作、不漁などのため、所得が前年より3割以上減少したとき
- 上記に掲げる事由に類する事由があったとき